

道徳科学研究所公的研究費の適正管理等取扱要綱

令和3年9月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人モラロジー道徳教育財団（以下「財団」という。）道徳科学研究所（以下「道科研」という。）の研究者が行う研究のうち、公的研究費（政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等の公的資金配分機関（以下「配分機関」という。）が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。）を受けて行う研究の公的研究費を適正に運営及び管理するため、その取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公的研究費の不正

公的研究費を受けて行う研究で故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。具体的には、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、配分機関の定め、道科研の関係規程等に違反して公的研究費を使用することをいう。ただし、故意若しくは重大な過失によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は、公的研究費の不正使用には当たらないものとする。

(2) 最高管理責任者

道科研全体を総括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、道科研所長をもって充てる。

(3) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について道科研全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、道科研副所長（研究企画担当）をもって充てる。

(4) コンプライアンス推進責任者

統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、研究活動支援委員会委員長をもって充てる。

(5) 不正防止計画推進部署

統括管理責任者がその役割を果たす上での実働部門として、組織全体の観点から公的研究費に関する不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）の推進を担当する者とし、研究活動支援委員会をもって充てる。

(6) 構成員

道科研において研究活動に従事する役員、研究者、職員、その他道科研の施設を利用して研究を行う者をいう。

(最高管理責任者等の役割)

第3条 最高管理責任者等の管理責任を明確化する観点から、各責任者の役割を次のとおり定める。各責任者が、それぞれの管理監督責任を果たさず、不正を招いた場合には処分の対象となる場合がある。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、公的研究費の不正防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

なお、策定に当たっては、役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果

等について役員等と議論を深める。

また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するとともに、自ら現場に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

不正防止対策を実効性のあるものとするために定期的に道科研内の運営・管理に関わる責任者から報告を受ける場を設けるとともに、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、道科研全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

また、統括管理責任者が行うべき対策として、不正防止計画の策定だけでなく、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組が重要であることから、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施することが求められる。

(3) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止計画に基づく不正防止対策を実施するとともに、その実施状況を確認し、実施状況を統括管理責任者に報告する。

また、公的研究費の管理・執行が適切に行われているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

不正防止を図るため、道科研内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理監督するとともに、定期的に啓発活動を実施する。

(4) 不正防止計画推進部署

不正防止計画推進部署（以下「計画推進担当」という。）は、統括管理責任者とともに不正防止計画を策定し、構成員の主体的な取組を促すなど着実な実施に努め、道科研全体の実施状況を取りまとめるとともに、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定・実施し、実施状況を確認する。

また、計画推進担当は、内部監査部門及び監事等と不正防止計画に関する意見交換を行うなど連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正を発生させる要因を的確に把握・分析し、道科研全体の状況を体系的に整理し評価を行う。

(5) 監事

監事は、公的研究費を受けて行う研究の不正防止に関する内部統制の整備や運用状況について確認し、その結果を役員会等に報告し、意見を述べる。

監事は、内部監査等によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているか確認し、意見を述べる。

（コンプライアンス教育等の実施）

第4条 統括管理責任者及び計画推進担当は、公的研究費の配分を受けた時は、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定する。実施計画には、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。

- 2 コンプライアンス教育は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に説明会や e-learning 等の形式により実施することとし、その内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施することとし、実施に当たっては、具体的な事例を盛り込み、組織への影響、運用ルール・手続き・相談や告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の組織の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、道科研における不正防止対策等について説明するものとする。
- 3 前項のコンプライアンス教育を受講した者は、その機会毎に、次に定める事項を盛り込んだ誓約書（本人の自署）を提出するものとする。なお、誓約書の提出がない場合は、公的研究費の申請及び公的研究費の運営・管理に関わることができないものとする。
 - ① 道科研の規則等を遵守すること
 - ② 不正を行わないこと
 - ③ 規則等に違反して、不正を行った場合は、道科研等及び配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- 4 啓発活動は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、不正防止計画、相談や告発等の制度、内部監査の結果、実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む）等を内容として、次により実施するものとする。
 - ① 研究費の不正使用防止に関する意識調査・アンケート
 - ② 既存の会議等（道科研会議や内部研究会・研修等）において啓発資料の配布
 - ③ 構成員へのメール送付
 - ④ 道科研内の Web サイト等への啓発資料の掲載
 - ⑤ 掲示板等への啓発資料の掲示（ルールの明確化等）

第5条 計画推進担当及び道科研事務室は、公的研究費を適正に管理するため、公的研究費の使用に関する事務処理手続き（以下「ルール」という。）の統一化を図り、「道徳科学研究所公的研究費執行マニュアル」として取りまとめ、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知するものとする。

なお、公的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底するものとする。

（職務権限の明確化等）

第6条 公的研究費の事務処理に関する構成員の職務権限及び決裁手続きについては、別に定める。（相談体制）

第7条 公的研究費の不正を事前に防止するため、道科研の公的研究費の使用に関するルール等について、道科研内外からの相談（告発の意思を明示しない相談を含む。）を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を、道科研事務室に設置するものとする。

- 2 公的研究費の不正の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、相談窓口に対して相談をすることができる。
- 3 告発の意思を明示しない相談があったときは、相談窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 4 相談の内容が、公的研究費の不正が行われようとしている又は公的研究費の不正を求められている等であるときは、相談窓口の責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めた

ときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(告発の受付体制)

第8条 公的研究費の不正の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口（財団総務部）に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、公的研究費の不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていない場合を除く。
- 3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該告発に係る研究者又は研究責任者に、その内容を通知するものとする。
- 5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正の疑いが指摘された場合（公的研究費の不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発窓口の職員の義務)

第9条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前各項の規定は、告発の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

第10条 第7条から第9条に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第11条 研究責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 構成員は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

い。

- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、その者に対して処分を課することができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第12条 構成員は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第13条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本要綱において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関に対して、その措置の内容等を通知するものとする。

(調査の手続き等)

第14条 道科研における公的研究費の不正の疑義が生じたときの調査手続きや方法等については、別に定める「道徳科学研究所研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正に関する調査要綱」による。

(取引業者からの誓約書の徴取等)

第15条 道科研事務室は、取引業者に対して、一定の取引実績や道科研におけるリスク要因・実効性等を考慮するなど必要に応じて、誓約書の提出を求めるものとする。なお、誓約書には、以下の事項を盛り込むものとする。

- ① 道科研の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ② 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ④ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(処分方針)

第16条 不正な取引に関与した業者への処分方針については、別に定める。

(取引業者への周知)

第17条 道科研事務室は、取引業者に対して、道科研における不正防止対策に関する方針やルール、誓約書の徴取及び処分方針等について周知するものとする。

(書類等の保存)

第18条 研究費の執行に関する書類やデータ等の研究終了後の保存期間については、別に定める。

(内部監査体制等)

第19条 道科研事務室は、内部監査に関し最高管理責任者の直轄的な組織として、次の事項に留意して実効性のある内部監査を行うものとする。

- (1) 毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、公的研究費の管理体制に不備がないか検証も行う。
- (2) 計画推進担当との連携を強化し、一般的なリスクを踏まえるとともに、道科研の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- (3) 過去の内部監査や統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。
- (4) 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、道科研における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

(要綱の見直し)

第20条 基本方針又は不正防止計画が見直された場合は、この要綱についても必要な見直しを行うものとする。

(事務の所管)

第21条 この要綱に関する事務は、道科研事務室が所管する。

(要綱の改廃)

第22条 この要綱の改廃は、運営会議の議を経て、所長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。